

<凡 例>

この統計表に用いている用語の意味等は次のとおりです。

1. 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定されている道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴った事故（人身事故）をいう。
2. 「死亡」とは、交通事故の発生後24時間以内に死亡したものをいう。
3. 「当事者」とは、けがの有無にかかわらず事故にかかわった者をいう。
4. 「第1当事者」とは、違反（過失）がより重いか、または違反（過失）が同程度の場合にあっては被害の小さい方の当事者をいう。
5. 「第2当事者」とは違反（過失）がより軽いか、または違反（過失）が同程度の場合にあっては被害の大きい方の当事者をいう。
6. 「幼稚園児事故」、「小学生事故」、「中学生事故」、「高校生事故」、「高齢者事故」欄は、幼稚園児（未就園児及び就園児）、小学生、中学生、高校生、高齢者（65歳以上）が、第1、第2及び第3以下の当事者（同乗者を含む）となった人身事故件数と、その（幼稚園児、小学生、中学生、高校生、高齢者）死傷者である。
7. 「高齢運転者起因事故」欄は、高齢者が、原付以上の車両を運転して第1当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
8. 「歩行者」、「自転車」欄は、歩行者又は自転車が第1、第2及び第3以下の当事者となった人身事故の件数と、その（歩行者、自転車）死傷者数である。
9. 「原付車」、「自二車」欄は、道路交通法上の原動機付自転車及び自動二輪車が、第1、第2当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
10. 「若者起因」、「初心者」欄は、各当事者が、原付以上の車両を運転して第1当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
なお、「若者」とは、16歳以上30歳未満の者、「初心者」とは、事故車種の運転免許取得後1年未満の者をいう。
11. 「飲酒」欄は、自転車以上の車両を、酒酔い又は酒気帯りで運転中の者が、第1当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
12. 「交差点」欄は、交差点内（交差点付近は含まない）で発生した人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
13. 「昼」とは、日の出から日没まで、「夜」とは、日没から日の出までをいう。

・交通事故統計に関する問い合わせ先

大仁警察署 交通課交通係 電話：0558-76-0110（内線412）